

# 2011(平成23)年度 定期総会

2011年5月31日(火) 12時30分 弁護士会館クレオ

## 会務執行方針(要旨)

### 1 東日本大震災の対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、会員から被災地の方々のために役立ちたいとの思いが数多く寄せられた。多くの会員が震災関連の法律相談のための研修会に参加し、被災地や東京の避難場所、会館の電話相談などに参加している。

今年度執行部としては、会員の思いを現地とつなぐための組織的な取り組みをしていくとともに、災害対策・復興支援についても、弁護士会として提言をしていきたい。

### 2 取調べの可視化に向けた取り組み

昨年の厚労省元局長無罪事件を契機に設置された「検察の在り方検討会議」の本年3月31日の提言を受けて、江田法務大臣は、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者及び特捜部等が取り扱う事件において、「取調べの全過程を含む」取調べの録音・録画の試行を行うことを明らかにするとともに、法制審議会を新たな検討の場として、①取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し、②被疑者の取調べ状況を録音・録画により記録する制度の導入などにつき、諮問することとなった。

また、2011年5月24日には、布川事件の再審無罪判決が言い渡され、取調べ段階での一部録音録画の危険性が実証された。

今こそ、えん罪を生み続けてきたわが国の刑事司

法の構造を抜本的に変革すべきときである。2011年5月27日の日弁連総会では、「可視化を実現し、刑事司法の抜本的改革を求める決議」が採択された。

当会としても、「東京三弁護士会可視化実現本部」を設置しているが、新たな試行を踏まえた弁護実践を提起していくとともに、可視化の実現に向けた取り組みをしていきたい。

### 3 新人・若手弁護士への支援

日弁連では、早期独立の弁護士の開業支援のため、①新人弁護士支援制度、②eラーニングの導入、③チューター制度、④業務支援のための出版などに取り組んでいる。

当会でも、若手相談室を創設して新人・若手の相談に応じているし、新人・若手のためのチューター制度も整えている。

ただ、いずれの制度も利用実績が少ないので、制度の周知を図るとともに、弁護士会の方から手を差し伸べていくことが必要。また、新人・若手の業務の実態を踏まえた新たな施策を講じていきたい。

### 4 会館敷地使用料の増額問題への対応

今回の増額については受け入れざるを得ないが、今後、使用料に関する当会の対応機関を強化するとともに、弁護士会の公共性に鑑み、建物の固定資産税等と同様に、減免措置を追求する必要がある。



## 審議

**第1号議案 平成23・24年度資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員並びに予備委員（いずれも弁護士会員委員及び学識経験者委員）選任に関する件**

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会の各委員（綱紀委員会の弁護士会員委員は105人中80人）が本年度内に任期満了になるので、慣例により、その選任を常議員会に一任する。

**第2号議案 「東京弁護士会会則（第93条）」の一部改正の件**

◎承認（全会一致）

〈内容〉

近時、法務省法制審議会において、民法（債権法）・会社法の大幅な改正が審議されている。

当会からは、これらの議論が行われている法制審議会部会に対して、委員・幹事を輩出するとともに、バックアップ会議においては、法制委員会の副委員長が、あらゆる局面において中核的な役割を担うことが期待されている。そのため、このような会議をとりまとめる各副委員長の負担は、既にきわめて重いものとなっている。今後予想される事務量の増大に鑑みると、現行の副委員長3名体制では、各副委員長の負担が早晚許容できない量に達することは明らかかなことから、法制委員会副委員長を3人から6人に増員することとした。

**第3号議案 「東京弁護士会会則（第27条）」の一部改正の件**

◎承認（全会一致）

〈内容〉

当会会員の育児支援の観点から、子の育児に主として従事するため弁護士業務に従事する時間が週20時間未満となることが見込まれる会員については、本人の申出により、当該会員の子の出生日の属する月から2歳に達する日の属する月までの任意の連続する8ヶ月分を上限として、会費を免除する制度を創設した。

**第4号議案 「外国特別会員基本会規」の一部改正の件**

◎承認（全会一致）

〈内容〉

第3号議案に関連して、外国特別会員についても、主に育児に従事するため弁護士業務に従事する時間が週に20時間未満となることが見込まれる場合において、本人の申出により当該会員の子の出生日の属する月から2歳に達する日の属する月までの任意の連続する8ヶ月分を上限として、一般会費月額1万7500円を免除する制度を創設した。

**第5号議案 2010（平成22）年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件**

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

「2010（平成22）年度一般会計・特別会計決算報告書」に基づき審議し、2010（平成22）年度一般会計・特別会計決算（29頁グラフ参照）を承認した。

**第6号議案 2011（平成23）年度一般会計・特別会計収支予算（案）の決議の件**

**第7号議案 予算外支出の流用の件**

**第8号議案 2012（平成24）年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算（案）の決議の件**

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

第6号議案は、「2011（平成23）年度予算説明書」に基づき審議し、2011（平成23）年度一般会計・特別会計収支予算（29頁グラフ参照）を承認した。

第6号議案の可決に伴い、前年度の定期総会で承認された2011（平成23）年度4月、5月分の一般会計・特別会計収支暫定予算は失効し（会計規則第21条第2項）、本予算内の収支として処理される。また、職員退職金については、若干余裕をもたせて予算を計上しているが、念のため、管理費の退職給付支出として計上した30,000,000円を超える支出が必要となった場合には、退職給付引当資産から必要な額を取り崩して支出することについても提案され、あわせて承認した。

第7号議案は、会計規則第24条の「ただし、総会の承認により、科目区分の大科目中において中科目間、小科目間及び中科目と小科目間での流用をすることができる」との規定に基づき、一般会計内の科目間の流用及び各特別会計においては、その会計内での流用を認めることについて承認する。但し、個々

具体的な流用については、理事者会の承認を必要とするのが慣行である。

第8号議案については、事務の煩雑さをなくすとともに経費を節約するために、暫定予算については予算書を作成せず、「2012（平成24）年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は2011（平成23）年度本予算額の12分の3とする」ことを承認する。

**第9号議案 全面的国選付添人制度の実現を求める決議の件**

◎承認（全会一致）

〈内容〉

被疑者国選弁護制度の対象事件が平成21（2009）年5月から必要的弁護事件に拡大された。しかし、少年事件の国選付添制度は一定の重大事件などに限定され、かつ、家庭裁判所の裁量的選任とされている。

これまで、日弁連は、弁護士付添人のため全会員の特別会費による少年保護事件付添援助制度を設け、当会は少年鑑別所に収容された少年に対し、少年や保護者からの要請を受けて弁護士を派遣し、無料で少年との面会を行う少年当番弁護士制度を実施している。さらに、当会は、弁護士付添人により適正手続を保障し、更生を支援する制度の設置は国の責務であると考えており、平成22（2010）年3月2日に全面的国選付添人制度の実現を求める会長声明を出し、その運動を続けている。

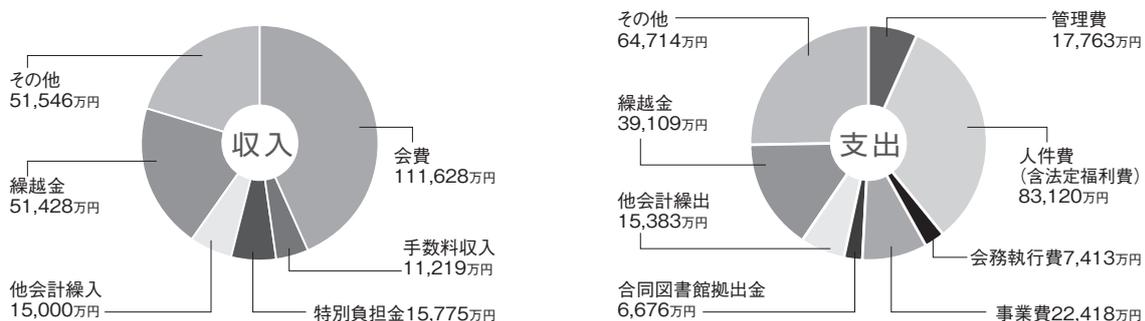
今般、日弁連より、全面的に国選付添人制度の実現を求めることが全国の弁護士の総意であることを明確にするとともに世論を喚起するため、各弁護

# 2011(平成23)年度 定期総会

## 2010(平成22)年度一般会計決算 合計 約229,369万円



## 2011(平成23)年度一般会計予算 合計 約256,596万円



士会に決議の採択等の要請があり、当会は総会において決議した。

### 第10号議案 各人権条約に基づく個人通報制度の早期導入及びパリ原則に準拠した政府から独立した国内人権機関の設置を求める決議の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

わが国が批准している国際人権（自由権）規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃

条約などの人権条約では、締結国における国際人権基準実施のため、個人通報制度を採用しているが、その制度を実現するためには、各条約の人権保障条項について個人通報制度を定めている選択議定書等を批准するなどの手続が必要である。ところが、わが国は、各条約機関から度重なる勧告を受けているものの、未だに実現には至っていない。そこで、各人権条約に基づく個人通報制度の早期導入及び国内人権機関の設置を求める運動を強化するための決議をした。